令和５年５月８日

保護者等の皆様へ

福岡県立宇美商業高等学校長

学校における新型コロナウイルス感染症に関する出席の取り扱い等について

新緑の候、保護者等の皆様には、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、令和５年４月 28 日に、文部科学省（５文科初第 347 号）及び福岡県教育委員会（５教高第 323 号）から「５類感染症への移行後の学校における新型コロナウイルス感染症対策について」の通知がありましたのでお知らせします。なお、令和５年５月８日から下記のとおり対応しますので御理解・御協力いただきますようお願いします。

記

１　新型コロナウイルス感染症への感染が確認された生徒に対する出席停止の期間は、「発症した後五日を経過し、かつ、症状が軽快した後一日を経過するまで」を基準とします。

２　出席停止解除後、発症から 10 日を経過するまでは、マスクの着用に御協力ください。

３　濃厚接触者として特定は行われないこととなり、従前であれば濃厚接触者として特定されていた生徒についても、今後は、行動制限及びその協力要請は行いません。

４　発熱や咽頭痛、咳等の普段とは異なる症状がある場合には、病院を受診してください。感染が確認された生徒については、１の扱いとなります。新型コロナウイルス感染症の感染が確認されない生徒については、従前とおりの「欠席」扱いとなります。